

東日本大震災に対応する第三次緊急提言のための審議資料

平成 23 年 4 月 5 日

日本学術会議言語・文学委員会

1. 大災害時の情報伝達およびコミュニケーションの確保について一言語面から

(1) 言語弱者への情報伝達

災害時には、情報を如何に正確に、如何に早く、如何に広く伝えるか、ということが課題となる。特に言語弱者、例えば、日本語があまり上手でない外国人、高齢者、目や耳の不自由な方、このような人たちに如何に正確に、如何に早く情報を伝達するかは重要である。阪神淡路大震災のときには、多くの外国人が被災者となった。これを教訓として、弘前大学の佐藤和之教授を中心とするグループでは、10 年以上前から「やさしい日本語」活動を行っている。弘前大学人文学部社会言語学研究室の HP

(<http://human.cc.hirosaki-u.ac.jp/kokugo/>参照) では、災害時を想定した「やさしい日本語」語彙表、「放送などに使うやさしい日本語の案文」、「災害が起こった時に外国人を助けるためのマニュアル」等も公開されている。

今回の地震報道を見る限りでは、アナウンサーの言葉はかなり「やさしい日本語」になっている。言語弱者に対する情報発信の点では、以前に比べてかなり改善されていると思うが、少し込み入った情報や解説などになると、まだ、「やさしい日本語」では語られてはいない。今後、さらなる「やさしい日本語」使用への改善が必要となる。

また、記者会見や一部の報道には手話通訳が付くようになったが、被災地でも多くの手話通訳者が必要とされることから、手話通訳者のさらなる養成が急務である。

(2) 情報のわかりやすさ：情報の用語についての検討

原子力発電所の事故に関する情報伝達のあり方については、すでに多くの指摘がなされている。ここでは、説明のなかで使われている専門用語について、提言したい。

まず、専門用語の「分かりにくさ」について、言語学の立場から専門家に意見を述べる必要がある。専門用語の「分かりにくさ」については、「サブレッションプール」、「セシウム」のような、まったく知られていない言葉から、「放射線」、「放射能」のような、知られてはいるが、じつはよく理解されていない言葉まで、いろいろなレベルがある。また、「被爆」と「被

曝」のように、音が同じで漢字も非常によく似ている、しかし意味が異なるという場合もある。

これらの専門用語は、専門家にとっては常識的な用語なので、一般市民にとって何が「分かりにくい」のか、専門家には理解できない部分があるかもしれない。そのような事実を専門家に指摘することが必要であろう。そして、「やさしい日本語」と同じように、分かりにくい専門用語をどのように説明するかについて、それぞれの専門分野で日頃から準備しておく必要がある。

(3) 在留外国人のための外国語による情報発信のシステム作り

今回の震災では、いち早く多言語通訳翻訳サービスを提供するウェブサイトが立ち上がり、FM放送やインターネットなどで各国語ボランティアを募るといことも行われ、実際にプロから大学院生、一般人を含む通訳翻訳のボランティアが活躍した。

但し、アジアを含む各国語の通訳翻訳が必要とされているにも拘わらず、英語以外の言語においては通訳者翻訳者の絶対数が不足しており、今後への課題である。

同時に、震災などでは緊急の避難情報、暮らしに関する通訳や翻訳が必要とされるばかりでなく、医療の場などで医学用語を熟知したプロ通訳者が不可欠である。このため、ボランティアに頼るだけでなく、長期的視野のもとで多様な言語において医療を含むコミュニテイ通訳者を養成し研修を実施することが肝要である。

(4) 諸外国への情報発信および諸外国の報道等の把握

政府は災害発生当初から、諸外国へ向けて正しい情報を発信する義務がある。特に、地震・津波といった災害は、いかに甚大かつ広範囲に及ぶものであっても被災地域に限られるのに対し、原子力事故は、世界規模の影響が大きく、諸外国の直接の関心も高いことから、正確かつ迅速、そして詳細な情報発信がなされるべきである。また、日本で起きた震災が諸外国でどのように報道されているかについて正確に把握し、それへの的確な対応を考えることも必要である。外務省、内閣府など各省庁における政府の対外広報のあり方を再検討することが求められる。

2. 大災害時の教育・研究現場について

(1) 初等・中等教育

① 学業の支援

避難所での生活をニュースで見た限りの皮相的な観察にすぎないが、

幼い子どもの教育（学習面、運動面、芸術面）が滞っていると思われる。今回の災害では春休みを含む期間であったこともあり学校教育に関連した側面の問題がまだ大きくなっていないが、早晩問題になると思われる。若年者が夢や目標を放棄することのないように、少なくとも今後10年間はさまざまなかたちで学業支援を行う必要がある。

② 教材の確保

教科書等を無くした子どもは多いと思われる。教科書会社に緊急制作を促すとともに、卒業したばかりの子どもの教科書を集め送ることもする。地域により採択教科書の違いがあることが課題として残るが、ゼロよりはよいのではないか。

③ 図書への寄贈

就学児、未就学児を含め大人も対象に、絵本・児童書・小説類などさまざまなジャンルの図書を広く集め送る。これには、既に寄贈図書を福祉に役立てている各種 NPO 団体や、学生ボランティア、退職司書・教員などの人材を活用することなどが考えられる。未就学児には読み聞かせ、あるいは一緒に遊ぶなどということも行える体制が構築できればなおよい。

(2) 高等教育について

① 教育・研究機関の相互協力

i 被災地の大学生（および4月から大学進学する予定者）について：

教育の最終段階に入っている学生を支援し、よりよき社会人として送り出せるよう支援することが必要と思われる。

(1) 生活面について：緊急奨学金制度や授業料免除措置による支援を行う。各大学や大学の同窓会組織からの支援措置には限界があるので、国家事業として取り組んでほしい。

(2) 授業について：学生が希望すれば、被災地以外の大学が生活面を含め全面的に受け入れる。半年あるいは1年間と、とりあえず期限を切って受け入れる。取得した単位は元の大学の単位として認定する。

(3) 新生児について：とりわけ新生児に対してはきめ細かな配慮が必要と思われる。被災地の大学に入学予定の学生と被災地以外の大学に入学予定の学生とではニーズが異なると思われるので、その点の実態をよく把握して対応する。

ii 被災地の大学の教育について

被災地の大学の教員の中には、避難所生活を余儀なくされている方もいると聞いている。

教育を受ける側については、上記1に記したが、教育をする側に対

しても支援が必要と思われる。

(1) 被災地以外の大学教員が、集中講義のような形でゴールデンウィークや夏休みに代替して授業を行う。半期 15 回の授業のうち何回かでもよい。ただし、講義に出かける際の宿泊や食事等をどうするか
の課題は残る。

(2) 特別聴講学生、特別研究学生等の制度を利用し、被災地の大学の学生、院生を積極的に受け入れる（その際、授業料等は徴収しない、必要なら単位を出す、履修期間は柔軟に対応する、手続きを簡単に
する）とともに、教員、研究者についても積極的に受け入れ、研究
の場の確保に協力する体制をつくる。

(3) 図書館の機能がどの程度残っているのか、職員および図書等で支援できることがあるのか。まず、実情を把握する。図書等は、同一
図書が 2 冊以上ある大学図書館は寄贈する。必須の図書で他から寄
贈できないものは、コピーを送る（ただし、コピーライトの問題が
あると思われる。）

iii 今回の震災で多数の留学生が急遽帰国している。いずれ日本に戻っ
てきた際の対応が各大学に求められるが、政府としてもきめ細かい配
慮をする必要があろう。

② 学生ボランティアの組織化

以下の 2 点は切り離すことができないかもしれないが、側面として 2
つに分けて記す。

i 校舎等の整備

避難所となっている学校が多い。教育の拠点としての機能が十分果た
せるように工夫をすることが必要である。その際、マンパワーとして学
生ボランティアを募る。

ii 教育補助

大学の場合と同様、教員自身が被災している場合が多い。また、非常
時なので、通常業務以外の仕事も多いと思われる。教員の負担軽減と子
どもたちにできるだけ平時に近い教育環境を与えるために教育補助と
してのボランティア学生を募る。

3. 文化資産の保護・伝承のための災害対策について

(1) 分散アーカイビング

日本文化・日本語文化資産の電子化されたアーカイブは、既に多数あり、
今後も大いに生産されるべきである。しかし、そのアーカイビングの多く
は、現在は当該機関自体で行われており、当該機関が被災すると、原本と

アーカイブの両方が一気に滅失する危険がある。現に、今回の震災では、被災地の宮城県南三陸町で、電子化戸籍の原本(ファイル)と複本(これもファイル)の両方が失われ、古いバックアップからしか再生出来ないとの報道があった。大学の研究業績のレポジトリ化、美術館などのオンライン展示は盛んだが、これも当該大学の図書館・美術館のシステム内での保存が少なくないようで、万一の被災時の原本と同時の被災・滅失が懸念される。

こうしたアーカイビングは、原本所蔵館とは別のサイトで(も)行うべきである。尚、(戸籍の場合)中央に送付して中央で管理すべきとの意見もある様だが、こうしたアーカイビングに集中的な「中央管理所」(センター)を設けるのも、同じ理由から危険であって、寧ろ、分散して相互に自動更新・過去の版(バックナンバー)管理を行う態勢が望ましい。

既に、ソフトウェアにおいては、RING server プロジェクト(<http://www.ring.gr.jp>/参照)が日本で技術開発され、15年以上に亘って安定して運営されている。日本文化・日本語文献の電子的アーカイブの量(点数・ファイルのサイズ)は、こうしたソフトウェア資産とは比較にならない程に多数・多量になるが、RING プロジェクトの設計思想・技術から学ぶ事は多いはずで、こうした分散型のアーカイビングによって、「原本・複本同時滅失」を避ける努力をすべきである。

文献学の立場からみると、原本と電子的複本とは、全く異なるものであって、電子的複本が原本の代替にはなることはない。

しかしながら、法隆寺金堂壁画焼失の例を持ち出すまでもなく、精細な複本すら存在しない事になれば、その損失は日本文化にとって計り知れない。書写年紀明記のある本邦現存最古の仏典「浄名玄論」(全八巻、慶雲三年・706年書写)すら、その高精細カラー(本書は白点加点がありカラー必須)による全巻複製が存在しないという現状は、戦慄すべき事と言わねばならない。又、その複本が作成されても、保管が原本所蔵館に限られるとなれば、大規模災害での懸念を払拭し難い。

日本語・日本文化に関するアーカイビングを積極的に進め、且つ、原本所蔵館以外での分散・自動更新アーカイビングを推進するために、予算を確保し、権利関係・情報保全方策などの立案を早急に進めるべきである。例えば、所蔵館以外で保管されているアーカイブへの、第三者のアクセスの権利関係の明示、アクセス記録や第三者が利用した場合の「電子透かし」の設定、(必要であれば)高精細ファイルは所蔵館のみが解読可能な形で保全するための公開鍵暗号型のファイル暗号化等、問題は多いものの、これらは全て技術的に解決可能である。

なお、これは、過去の文献を文字列として電子的に翻刻する「日本文献アーカイブ」事業と、何ら矛盾するものではなく、むしろその促進・保全

にも貢献するものであることを附言する。

(2) 文化資産アーカイブの自由の確保

ケルン(ドイツ)市の歴史文書館 Historisches Archiv は、2009年3月3日に倒壊して多くの資産が失われたが、全世界の研究者がマイクロフィルム等を持ち寄って記録の再生を図っている。電子的アーカイブは、分散アーカイブの様な自立的な保全措置だけでなく、こうした公開による個人の蓄積からも再生可能である。

そろそろ、日本文化・日本語に関する電子的アーカイブの「不許複製」方針を転換し、少なくとも税金(科研費等含む)によって作成された電子的アーカイブは、(翻刻などに伴う著作者人格権は保持しつつ)原則として公開・複製自由とするという社会的な合意、法的な措置が検討されてもよいのではないか。

また、古典籍の翻刻による文字列データの電子的アーカイブに於いて、原本所蔵者の了解を特に必要としないという社会的な合意も望ましい。法的には、現在でも原本所蔵者の了解は不要であるが、実際には所蔵者の了解を得る事が問題になる。日本文化・日本語の資産の保護・継承のために、原本所蔵者の権利が電子アーカイブの自由を制約しない様な、社会的合意の形成を望む。

以 上